

# 労務 ROAD

## ■副業・兼業の促進に関するガイドラインが改定されました。

副業・兼業を希望する方が年々増加傾向にある中、安心して副業・兼業に取り組むことができるよう、その場合の労働時間管理や健康管理等について示したガイドラインが今年9月に改定されました。

副業・兼業の現状	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>●副業や兼業を希望する方は、年々増加傾向にある。</li> <li>●裁判例では、労働者が労働時間以外の時間をどのように利用するかは、基本的には労働者の自由とされている。</li> <li>●厚生労働省のモデル就業規則でも、「労働者は、勤務時間外において、他の会社等の業務に従事することができる。」とされている。</li> </ul>
企業として必要な対応	
基本的な考え方	<p>労働者と企業の双方が納得感をもって進めることができるよう、十分にコミュニケーションをとることが重要。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●使用者及び労働者は、①安全配慮義務、②秘密保持義務、③競業禁止義務、④誠実義務に留意する必要がある。</li> <li>●就業規則において、原則として労働者は副業・兼業を行うことができること、例外的に上記①～④に支障がある場合には副業・兼業を禁止又は制限できることとしておくことも必要とされる。</li> </ul>
労働時間の管理	<p>労働者が複数の事業場において労働時間規制が適用される労働者に該当する場合には、労働時間を通算して管理することが必要。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●法定労働時間の上限規制（単月100時間未満、複数月平均80時間以内）について、労働時間は通算して適用される。</li> <li>●通算した労働時間について、長時間の時間外労働とならないようにすることが望ましい。</li> <li>●使用者労働者からの申告等により副業・兼業の有無及び内容を確認する。また、届出制など副業・兼業の有無・内容を確認する仕組みを設けておくことが望ましい。</li> </ul>

【厚生労働省 より】

## ■職員紹介（木下）

初めまして、2020年7月に入社いたしました木下宏輝（きのしたこうき）です。前職は、不動産会社で法人営業をしていました。取り扱っていた不動産は工場や倉庫、一棟ビルからご自宅まで多岐に渡ります。

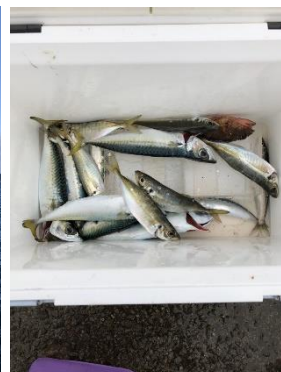
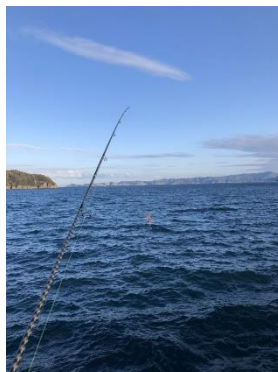
以前の業界とは全く異なる業界ですが、お客様にご相談いただけるように日々勉強中です。今後ともよろしくお願い致します。

趣味は、最近は釣りによく行っています。神戸から和歌山にかけて行くことが多いです。まだ釣りを始めて数カ月ですので、よく釣れる釣場などを教えてくださいたいです。

また、秋になるにつれてイカ釣りに挑戦してみたいと思っています。

写真は和歌山に釣りに行った時の写真と、釣った小さい魚です。

よろしくお願ひします。



VOL.717  
(2010—2)



(旧 河本社労士事務所)

〒541-0056  
大阪府中央区久太郎町  
1-9-26 船場 ISビル 5F  
TEL:06-6264-6264  
FAX:06-6264-6265  
H P: <https://k-s-j.net/>  
編集担当：君野・木下・黒瀬

社長が入れる  
労災保険のことなら

「葛城経営研究会」

詳しくは、  
06-6264-6543 まで！

弊所ではサンキューカードのWeb版のようなサービスを利用して、気軽にお互いに「ありがとう！」と伝えられる仕組みがあります。紙だと本人しかわからないですが、まわりの人の「この人はこういう一面もあるんだな～」とわかっておもしろいです！自分もありがたうをもらえるとうれしいので、それを励みにしつつ日々頑張りたいな～と思います^^ (黒瀬)

10月 労務スケジュール

- ・9月分の社会保険料納付
- ・延納をした場合の労働保険料（第2期）の納付
- ・7～9月分の労働者死傷病報告の提出  
(10/1～10/31)